

随 意 契 約 理 由 書

1. 契約工事名

寝屋川流域下水道 中央南増補幹線（一）外 監視制御設備機能増設工事

2. 随意契約理由

中央南増補幹線（一）、四条増補幹線、柏原八尾増補幹線、中央南増補幹線（二）は寝屋川南部地下河川へ接続され、この接続箇所にゲート設備、水位計が設置されています。流域下水道幹線から越流した雨水は増補幹線を経由し地下河川へ流れ込みますが、地下河川立坑の水位が上昇した際には、地下河川への流入を遮断するためにゲート閉鎖を行う必要があります、当該設備は内水浸水を防ぐために非常に重要な施設です。

本工事は中央南増補幹線（一）外の監視制御設備更新に伴い必要となる既設の伝送装置及び流域下水道防災システムに接続する伝送装置に関する機能増設を実施するものです。

今回機能増設を行う伝送装置は、増補幹線ゲート設備の状況監視や制御及び運転操作を行う電気設備であり、電氣的条件等の細部構造システムについて製作者固有又は独自に開発設計した技術等が採用され、要求仕様を満足するよう製作されています。そのため、既設設備の機能増設を行うには、その設備に関する専門的な知識及び高度な調整技術が要求され、更に機能増設後は既設設備を含めた電気設備の機能動作確認を行う必要があります。

従って本工事を施工するにあたっては、当該設備の設計、製作において、その機能、構造に精通していることが必要な上、当該設備の詳細な設計資料や、さらには専門知識など特別な能力が必要です。

以上のことから、本工事を施工できるのは、当該設備の設計、製作、据付を実施した株式会社東芝以外になく、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、同社関西支社と随意契約を締結するものです。

3. 比較見積省略理由

本件は、上述のとおり「特定の者でなければ履行できないもの」であることから、大阪府財務規則第62条及び同規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により比較見積りの徴取を省略するものです。